

令和8年度 京都市南区まちづくり、 はじめの一步応援事業補助金

募集の手引

募集期間

令和8年 **5月1日** (金) ~ **6月30日** (火) 【必着】



南区広報キャラクター
ナンナン

お問い合わせ先

京都市南区役所 地域力推進室 まちづくり担当 (区役所1階)

〒601-8511

京都市南区西九条南田町1-3

電話番号：(075) 681-3417

FAX：(075) 671-9653

電子メール：nan-nan@city.kyoto.lg.jp

【目次】

I	募集内容	1
1	対象者	1
2	対象活動	1
3	支援内容	2
4	補助の対象となる活動期間	2
5	補助対象経費	3
II	手続きの流れ	4
1	事前相談	5
2	申請	5
3	審査・決定	6
4	審査結果の通知	7
5	事業の実施	7
6	活動完了報告	8
7	補助金の交付	8
8	留意事項	9
III	想定事例	10

- 本事業の各種様式はこちらに掲載しています。



- 事前相談はこちらのフォームからお申込ください。



～はじめに～

南区は、すべての人に「居場所」と「出番」があるウェルビーイングなまちの実現を目指しています。

京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金は、この実現に向けて、新たにまちづくり活動に取り組もうとする個人又は団体を応援するものです。

まちづくり活動というと大きなことをしないとイケなと考えるかもしれませんが、身近なところから小さく始められるものもあるはずです。区民の皆様の「やってみたい」を形にできるよう、資金面から活動を応援します。

I 募集内容

1 対象者

南区内で対象となる活動を行おうとする個人、もしくは団体

※ ただし、次の個人又は団体は対象外とします。

- (1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体又は構成員に暴力団員若しくは暴力団密接関係者がいる団体
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する活動を行う個人又は団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を受けることが不相当であると南区長が認めた個人又は団体

2 対象活動

- ① 申請者において、新たに取り組む活動であること
- ② 以下に示す南区のまちづくりに資する活動であること

- ア 地域を支える人づくり
- イ 人と人とのつながりづくり
- ウ みんなで取り組む美しいまち
- エ 地域への愛着醸成
- オ 子ども・若者と育ち合う地域づくり
- カ 安心して子育てができる環境づくり
- キ 誰もが健やかに暮らせるまちづくり
- ク 「誰一人取り残さない」環境づくり
- ケ 多文化共生のまちづくり
- コ 災害に強いまちづくり
- サ 安心安全で快適な環境づくり
- シ 前各号に掲げるもののほか、南区長が補助金の交付を受けることが適当であると認める活動

※ ただし、次の事業は対象外とします。

- (1) 公序良俗に反する活動
- (2) 政治、宗教、営利を目的としたもの又はそれらを助長する活動
- (3) 調査・学術研究及び趣味的活動を行うことを主たる目的とする活動
- (4) 京都市の他の制度による補助金を受ける活動
※ 京都市以外からの補助は併用可能（例：京都府地域交響プロジェクト交付金など）
- (5) 申請日の前に完了している活動
- (6) 前各号に掲げるもののほか、南区長が適当ではないと認めた活動

3 支援内容

対象活動の実施に要する費用への補助。

なお、補助限度額は以下のうち、いずれか低い額とします。

- ① 補助対象経費から自己資金（自己拠出金や寄付金等）を差し引いた額
- ② 補助対象経費の9/10
- ③ 5万円

※ 補助は1人（1団体）1回限りです。

4 補助の対象となる活動期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

※ ただし、交付決定時まで活動が完了するものは対象外です。

5 補助対象経費

活動に必要な費用のうち、以下の費用を補助金の対象とします。

経費の種類	対象となる経費 〈主な例〉	対象とならない経費 〈主な例〉
人件費	—	×団体構成員・個人の給料、活動費
謝礼	○外部講師等への出演料 (交通費含む) ○ボランティアへの謝金	×団体構成員・個人への謝金
交通費	○ボランティアの交通費 (合理的かつ経済的な範囲内)	×ガソリン代、駐車場代 ×宿泊費
印刷費	○印刷代 (チラシ等の印刷)	×団体・個人の広報紙 ×団体・個人の名刺
消耗品・ 物品購入費	○活動に関係する簡素な 景品、記念品 ○活動に関係する文具、用紙 等の材料、食材	×汎用性のある備品購入費 (パソコン、机・椅子等) ×返礼品、お土産等
通信費	○郵送料	×電話・ネット代 ×HP管理費
委託料	○活動を効率的に実施する 範囲内 (チラシの制作等)	×団体の構成員が関わる団体 への業務委託
会場使用 料・賃借料	○活動の会場となる施設の 使用料 ○機材等のレンタル代	×団体事務所等の賃借料、団 体運営に係る機材のレンタ ル代
広告費	○活動に係る広報掲載料	×団体・個人に係る広告掲載料
保険料	○ボランティア保険等	

※ 支出した経費については、全て領収書等の参照資料が必要になります。

(注意事項)

- ・ 対象経費は、原則、補助金の交付決定を受けた事業 (対象事業) の実施に直接関係するものに限ります。経常的な団体運営に要する経費や人件費は対象となりません。
- ・ 交付決定日以降、令和9年3月31日 (水) までの支出が対象です。期間外の経費は対象外となります。
- ・ 事前着手届を提出した場合は、着手年月日 (令和8年4月1日以降の日付) 以降、令和9年3月31日 (水) までの支出が対象になります。
- ・ 対象経費であっても、必要性、効果、金額等により、認められない場合があります。

Ⅱ 手続きの流れ

1 事前相談

- ・ 申請にあたっては、事前にまちづくり協働コーディネーターへの相談が必須になります。事前相談では、より良い事業等になるよう、内容の確認を行うとともに、必要に応じて事業等の見直し・調整などを行います。
- ・ まずは、南区役所ホームページの申込フォーム又は表紙の「お問合せ・お申込先」から相談日時の予約をしてください。



←
申込
フォーム

2 申請（募集期間：5月1日（金）～6月30日（火）【必着】）

- ・ 事前相談後、申請書類を御準備いただき、持参、郵送又はメールにて提出をお願いします。

申請書類確認・受理

- ・ 申請書類の内容等について、南区役所が事前確認するとともに、不明な点がある場合は連絡いたします。申請内容に不備がないことが確認できましたら、申請受理となります。

3 審査・決定（7月下旬～8月上旬頃）

- ・ 申請書類に基づいて、「京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金審査会」において、審査を行います。審査の結果を踏まえ、南区長が補助金の交付、交付額及び交付条件又は不交付を決定します。

4 審査結果の通知（8月中旬頃）

- ・ 審査の結果を文書で申請者に通知します。

5 活動の実施

活動内容等の変更

- ・ 交付決定を受けた事業内容を変更または事業を中止する場合には、事前に区役所へその旨を申請し、承認を得る必要があります。

6 活動完了報告（終了後速やかに）

- ・ 領収書や報告書など、活動が完了したことを確認できる書類を御提出いただきます。
- ・ 京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金活動報告会（令和9年3月頃実施予定）で実績を御報告いただきます。

7 補助金の交付

1 事前相談

事前にまちづくり協働コーディネーターへの相談が必須になります。

南区役所ホームページの申込フォーム又は以下の連絡先から相談日時の予約してください。

※ 申込後、区役所からの日程確定の連絡をもって予約完了となります。

相談の際は、補助を受けたい事業等をまとめた資料等をご持参いただくと、スムーズに実施できますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

<事前相談の申込先>

[事前相談の申込フォーム]

https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=11266

● 事前相談の申込
フォームは
こちらから。



[メール]

nan-nan@city.kyoto.lg.jp

件名：「(事前相談)京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金」
本文に、氏名、御希望の日時(第3希望まで)、連絡先を記載ください。
相談は平日の9時～16時まで(相談時間1時間程度)です。

[電話]

(075) 681-3417

2 申請 <募集期間：令和8年5月1日(金)～6月30日(火)【必着】>

まちづくり協働コーディネーター等との事前相談後、補助金の交付を申請される場合は、募集期間中に、次の書類を提出してください。

申請書及び誓約書は、南区役所ホームページからダウンロードできます。

<各種様式掲載先>

[南区役所ホームページ]

<https://www.city.kyoto.lg.jp/minami/page/0000351669.html>

● 各種様式は
こちらから。



(1) 申請の際に提出する書類

以下の書類を募集期間内に提出してください。

- ① 京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金交付申請書
(第1号様式)
- ② 誓約書 (第2号様式)

《団体の場合》

- ③ 団体の定款、規約、会則等 <様式自由>
- ④ 役員 (委員) 名簿等 (団体の主な構成員がわかるもの) <様式自由>
- ⑤ 団体の概要がわかる資料やパンフレット <様式自由>

※ 上記以外に必要なに応じて書類の提出をお願いすることがあります。

(2) 提出方法

(1)の必要書類を、期日までに以下の提出先まで持参・郵送・メールのいずれかの方法により提出してください。

<申請書類の提出先>

(持参又は郵送の場合)

〒601-8511 (住所記載不要) 南区役所地域力推進室 まちづくり担当
京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金担当 宛

(メールの場合)

nan-nan@city.kyoto.lg.jp

件名: 「(申請) 京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金」

3 審査・決定<7月下旬~8月上旬頃>

「京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金審査会」において、申請書類に基づいて審査を行ったのち、南区長が、予算の範囲内で交付・不交付。交付条件を決定します。原則、審査会に出席いただくことはありません。

審査員から質疑があった場合、申請内容について区役所からお聞きする場合があります。

<審査基準>

	項目	内容
1	将来性・持続性	・補助終了後も申請者がまちづくり活動を継続することが期待できるか。
2	貢献度	・南区のまちづくりに資する活動か。 ・地域へ利益をもたらす内容か。
3	実現性	・実現可能な活動内容か。 ・効果は適切に発揮できるか。 ・補助に見合った効果が期待できるか。 ・スケジュール、体制は適切か。
4	収支予算	・経費の計上は適切か (過大になっていないか)。 ・期待される効果に対して妥当な積算か。

評価基準及び評点										
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	点
←					→					
劣っている					普通					優れている

4 審査結果の通知<8月中旬頃>

審査結果について、文書で申請者に交付決定通知書、または不交付決定通知書を区役所から送付します。

5 事業の実施

(1) 活動についての情報提供<随時>

事業の進捗状況の把握やホームページなどでの活動紹介のため、作成されるチラシや活動の様子が分かる写真など、郵送・FAX・電子メール等により情報提供をしていただくようお願いいたします。

※ 実績報告、市民しんぶん南区版、広報チラシ、南区役所ホームページや京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金活動報告会など、活動の写真を広報や会議等で使用することが多々ありますので、できる限り、事業の実施ごとに写真撮影をお願いします。また、写真の使用に関して、あらかじめ広報等に使用させていただくことを了承いただきますよう、お願いいたします。

(2) 印刷物の作成に当たって

チラシやポスターなど広報物等を作成される場合には、印刷される前に、区役所まで必ず提出をお願いします。

また、南区役所のサポートを受けて活動されていることが、区民の皆さんに伝わるよう、活動に係る印刷物を作成される際には、京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金の活動である旨の記載をお願いします。

(記載例)

「この活動は、南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金を活用して実施しています。」

「南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金採択活動」

(3) 事業内容等の変更

交付決定を受けた活動内容を変更又は活動を中止する場合には、軽微な変更の場合を除き、「京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金計画変更等承認申請書(第6号様式)」を提出してください。

〈軽微な変更〉

- (1) 補助目的達成のために行う支出費目及び経費配分の変更
- (2) 補助目的達成のため又は補助目的に影響を及ぼさない範囲で、より効率的、効果的に事業を実施するための事業内容の変更

※ 荒天等で事業が予定どおりにならない場合もあります。

予備日を設けるなどし、余裕のある計画を立ててください。

※ 事業内容の変更等の可能性が生じた場合、ささいなことでも結構ですので、お早めにご相談ください。

6 活動完了報告

(1) 活動報告書等の提出

活動が完了したときは速やかに以下の書類を提出してください。

- ① 京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金対象活動完了報告書（第8号様式）
- ② 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- ③ 活動の実施状況が判別できる写真及びチラシなどの成果物

※ 上記以外に必要なに応じて書類の提出をお願いすることがあります。

※ 経費として計上するものには必ず領収書が必要です。

宛名の氏名又は団体名は申請時の名称と完全に同一のものとし、日付、商品名や内容等のただし書き、発行者の社名又は代表者名、代表者印等も必ず記入してください。

未記入や印がないものはお支払いができなくなります。

(2) 京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金活動報告会での報告<令和9年3月頃に実施予定>

京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金を活用いただいた方や、まちづくりに興味・関心のある方などを対象に京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金活動報告会を開催予定です。

ぜひ御参加いただき、活動内容及び成果や課題について発表をお願いします。

7 補助金の交付

補助金は、事業完了報告の確認後に交付します。

お支払いは銀行振り込みになります。以下のとおり口座の用意をお願いします。

(個人の方)

個人名義の口座にお振り込みします。

(団体の方)

団体名義（団体の代表者の方、又は会計担当者の方）の通帳を作成してください。債権の受領、請求権を有するものは、団体の代表者です。代理の方が受領、請求される場合は、委任状が必要となります。

<補助金の取消しについて>

以下の場合、補助金の交付決定の取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還していただきますので、ご注意ください。

- (1) 不正の手段により補助金交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金を被交付対象活動以外に使用したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。

8 留意事項

(1) 広報等の支援

交付対象活動に対し、以下のとおり広報支援を実施します。ご希望の個人/団体は、担当までお問合せください。

(実施時期や内容により御希望に添えない場合がありますので、御了承ください。)

- 交付対象活動の南区役所ホームページや SNS での周知
- 交付対象活動に関する印刷物の南区役所庁舎内での配架
- 交付対象活動に対する南区役所後援名義の使用

(2) 区役所の広報活動等への協力

活動内容等を広報資料や市民しんぶん南区版、南区役所ホームページや SNS 等で公開します。その際、活動の視察や取材を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

(3) 活動記録の保存

活動実施の状況を客観的に把握できるよう、記録写真の撮影や作成したパンフレット・チラシ等の保管にご協力をお願いします。

活動に関連する書類は、活動完了報告後、5年間は保存してください。必要に応じて、南区役所等から閲覧や提出等を求めることがあります。

(4) 区役所からの案内

申請いただいた方には今後区役所で実施するまちづくり活動に関する事業（「あつまれ！みんなのカフェ」など）の御案内を送付します。

(5) 活動者リストへの登録

補助金の交付を受けた個人/団体は、南区のまちづくり人材としてデータベース化し、御了承いただける方は、区役所ホームページで活動情報を公開します。

Ⅲ 想定事例

<対象となる活動>

本補助金は次のような利用例を想定しています。

- ・子育て世代や高齢者が交流する居場所づくりの取組
Ex.子どもを保育園に通わせているBさん。子どもを喜ばすことが大好きで、地域の子育てサロンにおいて、新たに絵本の読み聞かせや楽器に触れる会を新たに開催し、居場所づくりに貢献する。
Ex.当該地域では、かつて伝統行事として独自の盆踊りがあった。この盆踊りを軸に、幅広い世代が参加する練習会及び地域の夏祭りに加えて盆踊り大会を新たに開催し、多世代交流を図る。
- ・自治会加入者促進、担い手づくりのための取組
Ex.自分が町内会長を務める町内会では、高齢化、担い手不足に悩んでいる。何とかして負担軽減を図り若い世代の自治会への参加を促すため、デジタル管理ツールを導入する。
Ex.自分が町内会長を務める町内会では、加入率低下に悩んでいる。加入率を高めるため、新たにできるマンション入居者との交流イベントを開催する。
- ・企業と地域との連携による防災力向上を目指す取組
Ex.企業の社長Aは、自社の社員とともに敷地や資源を生かしもっと地域に貢献したいと考えている。地域（学区自主防災会等）と連携し、オリジナル防災訓練を実施する。

<対象とならない活動>

以下のような例では補助金を活用いただけません。

- ・学区のまつりや学区民体育祭など既に地域で恒例となっているもの
- ・町内で高齢となっている地蔵盆など、すでに年中行事となっているもの
- ・既存活動の継続の範囲内のもの
- ・研究や調査
- ・個人的な研修